



“可能性への挑戦”

金田会計事務所通信

【 弱点が強みになるとき 】

ある時期に成長が止まる場合、いくつかの要因が考えられます。その要因を一つひとつ取り除くにはたくさんの努力が必要であり非常に厄介です。それよりも逆に「強み」を伸ばすという方法がとられることがよくあります。これも成果を出す有力な戦略です。

しかし、「弱み」をいつまでもそのままにしておくことはできません。最終的にはそれを克服して「強み」に変えるということは必ず必要になります。今が八方ふさがりになっているのは「弱み」があるからです。決定的な問題を含んでいる場合、悩み、もがき、何度も傷を負いながらも弱点を克服してゆく者が停滞から抜け出すことができるのです。あきらめてはいけません。

ベストセラーになったエリヤス・ゴールドラット氏の著作「ザ・ゴール」は不振の工場を立て直す物語ですが、いくら最新鋭の機械を導入しても「ボトルネック(制約条件)」があれば逆に生産性を低下させてしまうというエピソードがあります。致命的な「弱み」を放置してはやがて自己をむしばみ、成長どころかやがて衰退へと進んでゆくのです。根本的に解決すべき時は必ずやってきます。

大企業はグローバル化に対応するためにリスクを覚悟で外国人社長を起用したり、莫大な投資資金を補うための合併を決断し、技術や特許を獲得するための M&A を行ったりと自らの限界を超えようと必死で戦っています。世の中で起こっていることは他人ごとではありません。逃げ道がないと観念し、問題を徹底的に追及し抜くことで最大の弱点が次の発展の基礎を築くこととなります。現在ボトルネックに該当するものはなんでしょうか？こだわりを捨て、計画を変更することは大いに結構！否、躊躇なく素早く行いましょう。覚悟を決めて「ブレイクスルー(現状突破)」を起こして行くのです。



金田 康良

2014年 8月

あなたの相続は大丈夫ですか？

巷には相続増税時代を迎えたという相続関連の広告や書籍があふれるようになりました。来年、平成 27 年 1 月 1 日以降に開始する相続について相続税の非課税金額(基礎控除額)を下げ、税率も上げるなどの改正により、相続税を支払う人々の拡大(相続税の納税者が現在の 4%から倍の 8%に増加する予想)とともに相続税額が拡大するのです。

【相続税・贈与税の主な改正点】

① 相続税の基礎控除額の縮小

相続税の基礎控除額

(現行)

5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数

(平成 27 年 1 月 1 日以降)

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数



例) 相続財産 8,000 万円の場合(相続人 3 名)

平成 26 年度の相続

$8,000 \text{ 万円} - (5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 3) = 0 \text{ 円}$

⇒ 相続税はかからない

平成 27 年度以降の相続

$8,000 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3) = 3,200 \text{ 万円}$

⇒ 3,200 万円が相続税の対象となる

② 相続税率の変更(最高税率を 50%から 55%に変更等)

《現行》

1,000 万円以下	10%
3,000 万円以下	15%
5,000 万円以下	20%
1 億円以下	30%
3 億円以下	40%
3 億円超	50%

《平成 27 年度以降》

同左	
2 億円以下	40%
3 億円以下	45%
6 億円以下	50%
6 億円超	55%



例) 相続財産 3 億円の場合 (相続人 1 名)

平成 26 年度の相続

3 億円 - (5,000 万円 + 1,000 万円 × 1) = 2 億 4 千万円

2 億 4 千万円 × 40% - 1,700 万円 = 7,900 万円 (相続税額)

平成 27 年度以降の相続

3 億円 - (3,000 万円 + 600 万円 × 1) = 2 億 6,400 万円

2 億 6,400 万円 × 45% - 2,700 万円 = 9,180 万円 (相続税額)

⇒ 1,280 万円も相続税が増加



③ 贈与税の税率見直し (平成 27 年 1 月 1 日以降)

最高税率を 50% から 55% に引き上げ、20 歳以上の者が直系尊属 (父母や祖父母) からの贈与を受けた場合については若干有利になる

《直系尊属からの贈与 (受贈者が 20 歳以上)》

200 万円以下	10%
200 万円超 400 万円以下	15%
400 万円超 600 万円以下	20%
600 万円超 1,000 万円以下	30%
1,000 万円超 1,500 万円以下	40%
1,500 万円超 3,000 万円以下	45%
3,000 万円超 4,500 万円以下	50%
4,500 万円超	55%

《一般の贈与》

200 万円以下	10%
200 万円超 300 万円以下	15%
300 万円超 400 万円以下	20%
400 万円超 600 万円以下	30%
600 万円超 1,000 万円以下	40%
1,000 万円超 1,500 万円以下	45%
1,500 万円超 3,000 万円以下	50%
3,000 万円超	55%

例) 20 歳以上の子が親から現金 1,000 万円の贈与を受けた

平成 26 年度の贈与

(1,000 万円 - 110 万円) × 40% - 125 万円 = 231 万円 (贈与税額)

平成 27 年度以降の贈与

(1,000 万円 - 110 万円) × 30% - 90 万円 = 177 万円 (贈与税額)

⇒ 54 万円も贈与税が減少

【これからの相続税対策】

今回の税制改正による相続税対策はずばり生前贈与をうまく使うことがポイントとなります。

① 暦年贈与を利用する

贈与税の基礎控除額 110 万円以下の贈与なら贈与税は発生しない

例) 子供 3 名とその孫 6 名に基礎控除額ずつの贈与を行う

贈与予定金額 $110 \text{ 万円} \times 9 = 990 \text{ 万円}$ ⇒ **無税で 990 万円の財産を移転**

例) 子供 3 名とその孫 6 名(全員 20 歳以上)に基礎控除額以上(310 万円)ずつの贈与を行う

贈与予定金額 $310 \text{ 万円} \times 9 = 2,790 \text{ 万円}$

$(310 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 10\% = 20 \text{ 万円}$ (一人当たりの贈与税額)

$20 \text{ 万円} \times 9 \text{ 名} = 180 \text{ 万円}$ (贈与税の総額)

⇒ **180 万円の税金で 2,790 万円の財産を移転**

② 贈与税の配偶者控除を利用する

婚姻期間 **20 年以上**の配偶者から居住用不動産または居住用不動産購入の金銭の贈与を受けた場合、贈与財産の価額から **2,000 万円**の控除が受けられます。



その他「教育資金の直系尊属からの贈与」、値上りを見込める財産の「相続時精算課税制度の活用」など検討すべきものが多くあります。ただし、贈与する場合はその時期や贈与があったことの証明など注意すべきことがありますので詳しくはお気軽にご相談ください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町 3 丁目 2 番 14 号 サンキュウビルディング 10 階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/